

小売市場重点モニタリング調査結果 及び 発電・小売間の不当な内部補助防止策 について

第46回 制度設計専門会合
事務局提出資料

令和2年3月31日（火）



本日の内容

1. 小売市場重点モニタリングについて

- 第40回専門会合（令和元年7月31日）における議論を踏まえ、令和元年9月18日より小売市場重点モニタリングを開始した。本取組において、モニタリング対象事業者に対して、卸市場価格を下回る小売価格についてヒアリングを行った結果について、事務局から報告するとともに、その結果と今後の進め方について御議論いただきたい。

2. 発電・小売間の不当な内部補助防止策について

- 前回の本専門会合において議論を開始した不当な内部補助防止策について、小売市場重点モニタリングの調査結果も踏まえた今後の検討の進め方等について御議論いただきたい。

【目次】

1. 小売市場重点モニタリング

①小売市場重点モニタリングの趣旨

②小売市場の競争状況

③ヒアリングの結果

2. 発電・小売間の不当な内部補助防止策

小売市場重点モニタリングの趣旨

- 第40回制度設計専門会合（令和元年7月31日）における議論を踏まえ、**小売市場の競争状況を把握する観点**から、小売市場重点モニタリングの取組を開始（昨年9月に競争者からの申告の受付を開始）。

取組概要

- **小売市場における公正な競争を確保**するため、競争者からの情報提供等を踏まえ、モニタリング対象事業者の小売契約のうち**一定の価格水準を下回る小売契約につきヒアリングを実施**し、小売契約内容の確認を通じて、小売市場の競争状況を把握する（※）。

※差別的廉売について価格面に着目した一律の規制上の運用や措置等を行うことが趣旨ではないが、独占禁止法の不当廉売に該当する場合等には必要に応じて個別事案のエンフォースメントもありうる。

対象事業者の基準

- 供給区域における、**旧一般電気事業者及びその関係会社**（出資比率20%以上）
- 特別高圧/高圧/低圧のいずれかの電圧区分において、**各供給区域内のシェア**（契約口数ベース又は販売電力量ベース）が**5%以上に該当する小売電気事業者**

対象となる価格水準等

- モニタリング対象事業者の締結する小売契約のうち、**小売価格が卸市場価格（※）を下回るもの**。
- モニタリングの対象は、申告時点において有効な（契約期間中の）小売供給契約。
※**卸市場価格は**、当該小売契約開始月の前月から**直近12か月間の取引所エリアプライス平均値**（なお沖縄については便宜上システムプライスを参照することとした）

ヒアリング

- **情報提供された案件等**について、内容を精査した上で、**対象事業者に対してヒアリングを実施**する。（※）
- ヒアリングでは、**卸市場価格以下に小売価格を設定することの経済合理性等を中心に確認**する。
※第40回制度設計専門会合の議論を踏まえ、**公共入札のうちエリアプライス以下の落札案件**についてもヒアリング対象とする。

結果の分析・公表

- モニタリングにより得られた情報に基づき、**小売市場の競争状況等を整理**。
- 加えて、**半期に1回程度の頻度**で、エリア・電圧区分ごとの申告件数・情報提供内容の要約等の情報を、**HPで公表**。

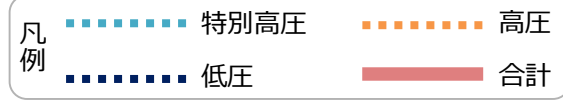
【目次】

1. 小売市場重点モニタリングについて

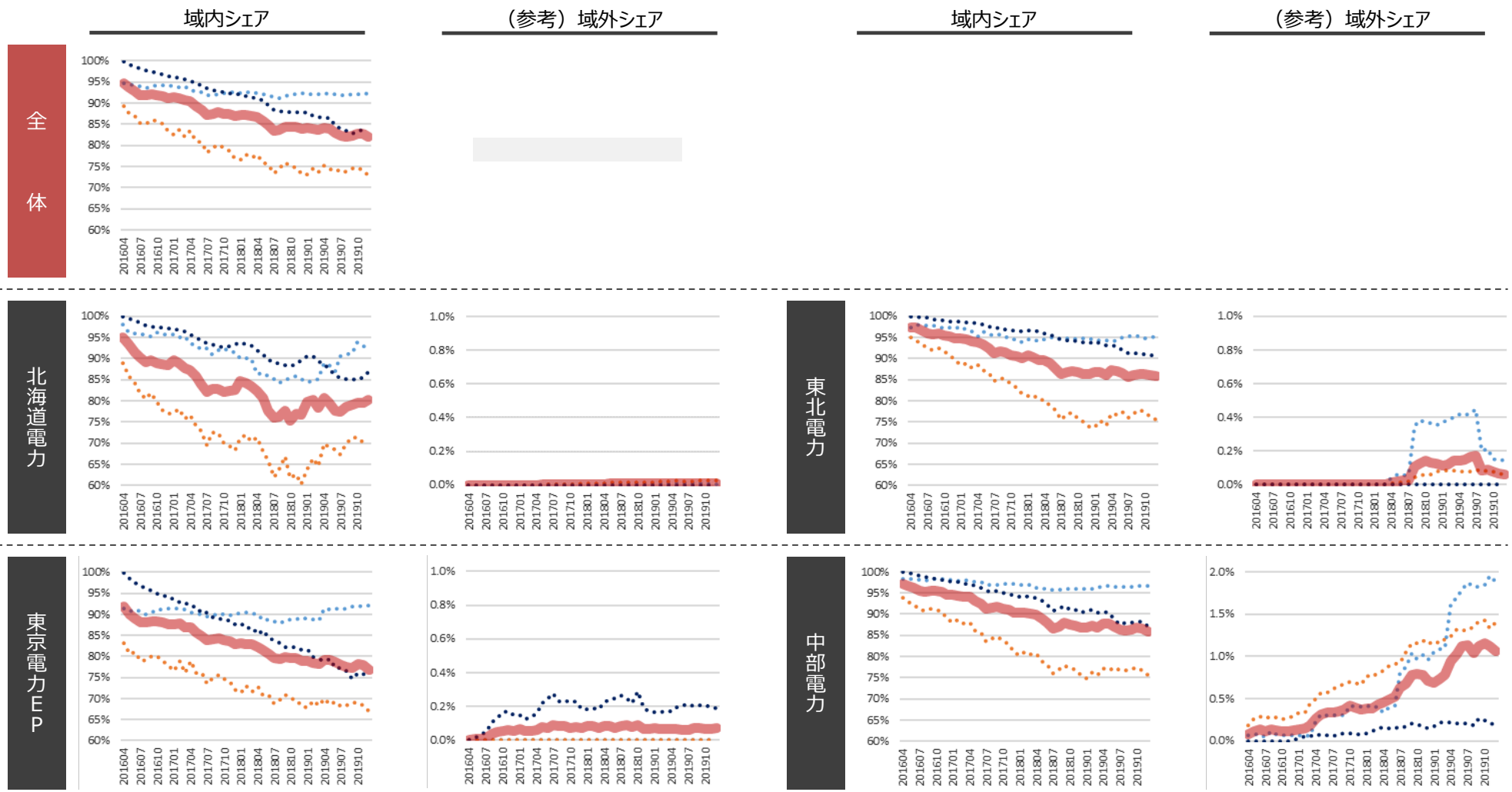
- ①小売市場重点モニタリングの趣旨
- ②小売市場の競争状況
- ③重点調査（ヒアリング）の結果

2. 発電・小売間の不当な内部補助防止策について

旧一般電気事業者のシェアの推移 (1/2)



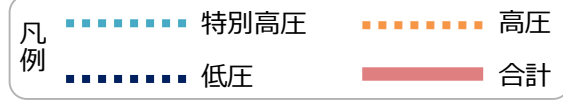
● 旧一般電気事業者の域内シェア（販売電力量ベース）は、一部エリアでは足下で増加の動きがみられるものの、総じてみれば減少傾向にある。



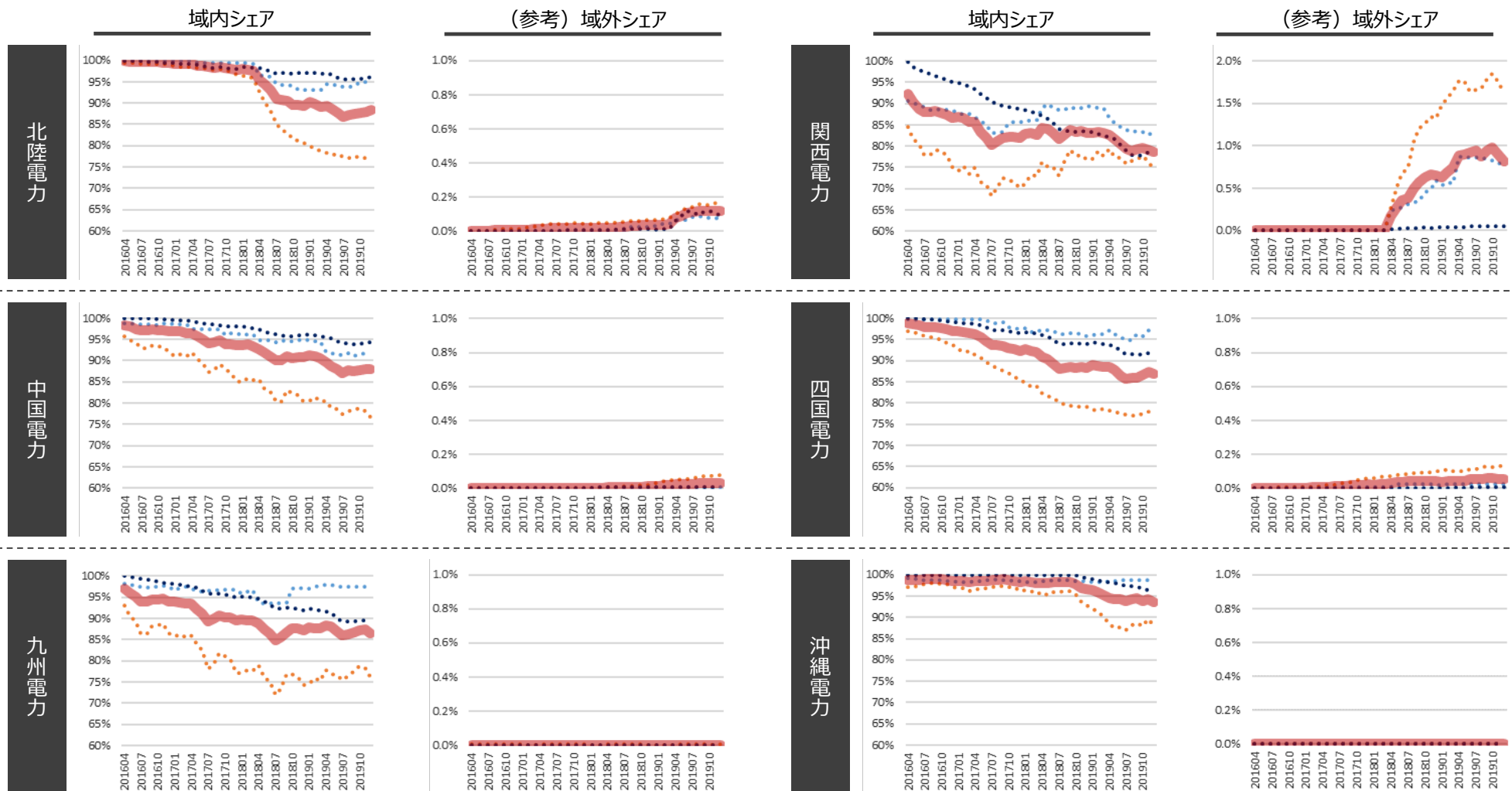
出所：電力取引報 ※ 1 期間：2016年4月～2019年12月

※ 2 旧一電の子会社・関連会社等のシェアは含んでいない。 ※ 3 域外シェアは当該旧一のエリアを除く全エリアに占めるシェア

旧一般電気事業者シェアの推移 (2/2)



● (つづき)



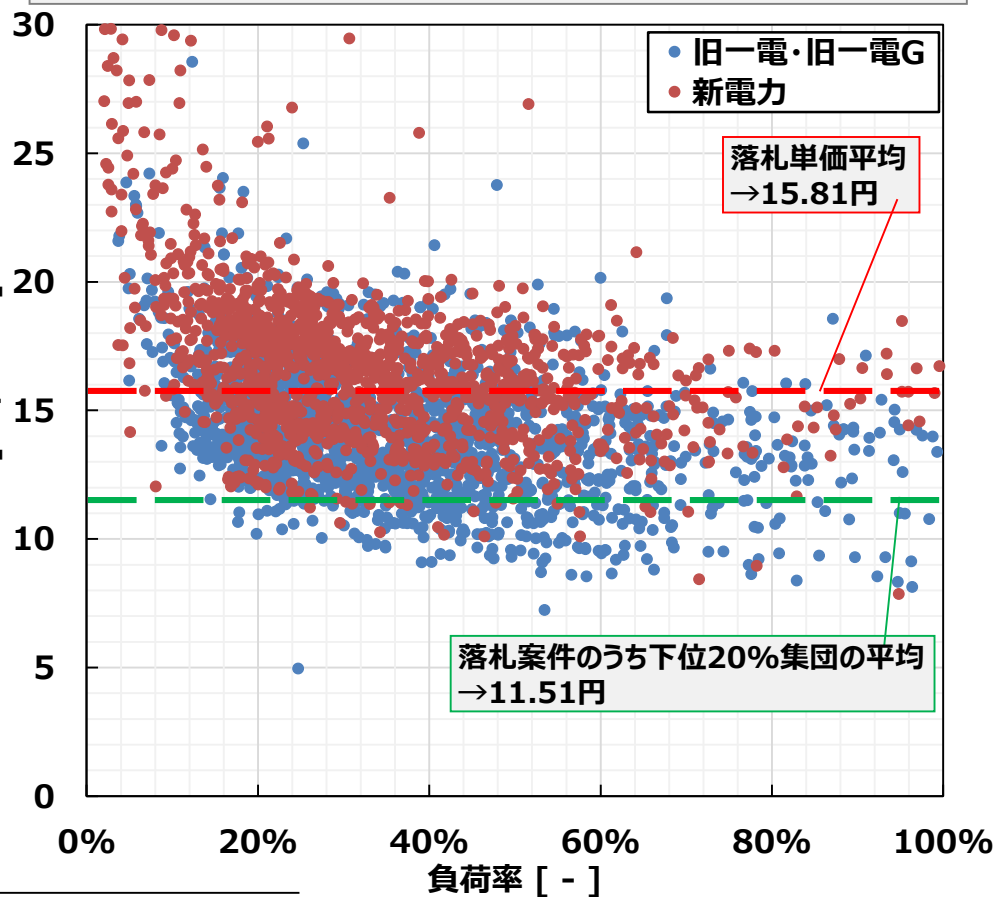
出所：電力取引報 ※ 1 期間：2016年4月～2019年12月

※ 2 旧一電の子会社・関連会社等のシェアは含んでいない。 ※ 3 域外シェアは当該旧一のアリアを除く全アリアに占めるシェア

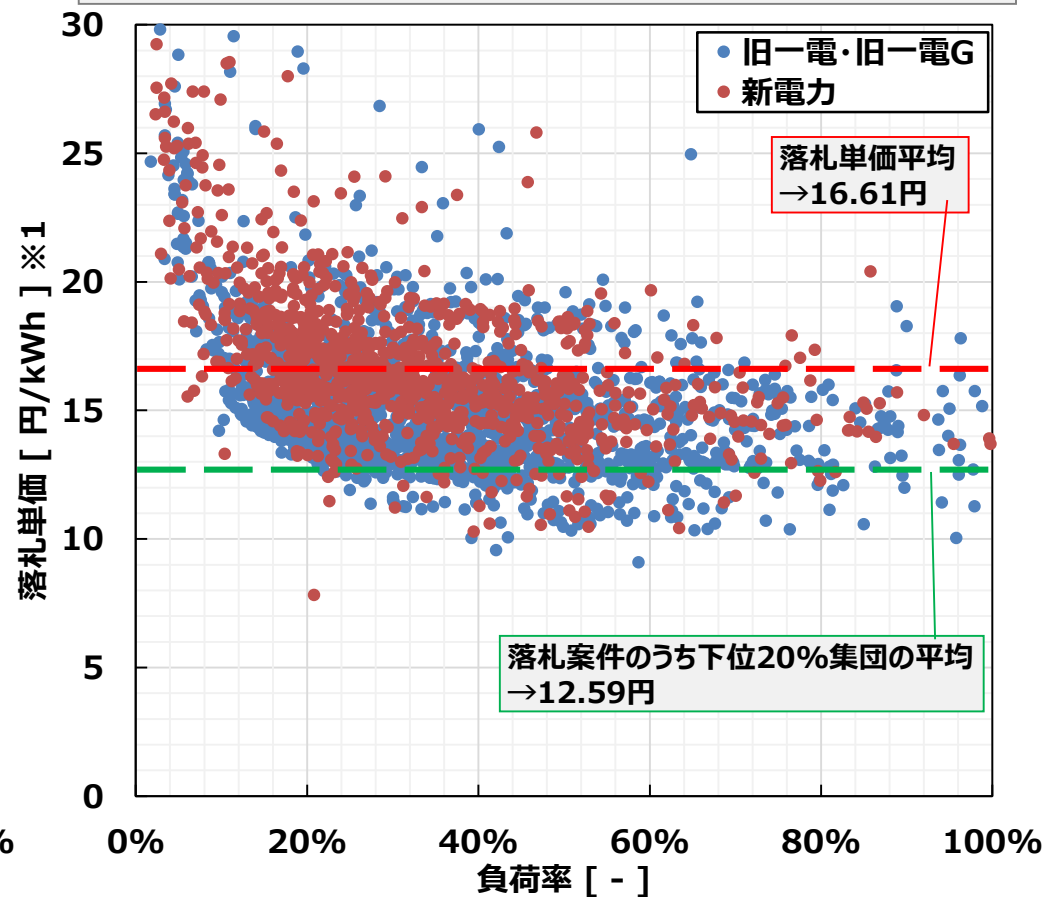
全国の公共入札における落札価格の概況

- 2019年における公共入札の落札価格水準は2018年より上昇。
 - 平均： 15.81円（2018年）→16.61円（2019年）
 - 下位20%平均： 11.51円（2018年）→12.59円（2019年）
- また、落札価格下位20%の案件に占める旧一般電気事業者及びその関係会社による落札案件の割合は、86%（2018年）→ 82%（2019年）。

公共入札：2018年供給開始分



公共入札：2019年供給開始分



※1 落札単価*1 = 落札額[円]/使用端電力量[kWh] ※1:消費税除く

※2 各案件の供給開始月に応じて、2018年と2019年に分類。

【出典】電気新聞による公共入札データに基づき事務局にて作成。

(参考) エリアプライス・システムプライスの推移

- エリアプライスの価格水準は、2018年に対して2019年は総じて低めとなった。

■ エリアプライス平均値（年間平均）の推移

歴年	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	システム プライス
2018	14.63	11.06	11.09	10.15	10.19	10.19	10.19	10.18	9.61	10.52
2019	12.29	9.74	9.78	7.41	7.39	7.39	7.39	7.36	7.17	8.43
推移	-2.34	-1.32	-1.31	-2.75	-2.79	-2.79	-2.79	-2.83	-2.44	-2.09

【目次】

1. 小売市場重点モニタリングについて

①小売市場重点モニタリングの趣旨

②小売市場の競争状況

③ヒアリングの結果

2. 発電・小売間の不当な内部補助防止策について

ヒアリングの対象案件

- 以下の237件についてヒアリングを実施した。

①競争者からの申告案件

- 申告受付開始（2018年9月）以降、当局に寄せられた申告件数は**20件**。
- 上記のうち**小売単価（託送除き）※1が、供給開始月の直前12か月のエリアプライス平均以下であることが確認されたものは4件**。（関西エリアで2件、東北エリアで2件。いずれも高圧。）

※1 小売単価（託送除き） $*1 = (\text{契約金額総額}[\text{円}] - \text{託送料金総額}[\text{円}] * 2) / \text{送電端電力量}[\text{kWh}] * 3 \pm (\text{あれば}) \text{燃料費調整費}(\text{送電端換算})[\text{円/kWh}]$

*1:消費税除く、*2:供給実態に応じて託送約款を適用した託送料金（力率割引・割増等を考慮。以下同じ。）、*3:過去実績又は予定量

②公共入札の落札案件（詳細は次頁）

- 2019年1月～12月に小売供給開始となる公共入札案件※2は**3074件**。
- 上記のうち**モニタリング対象事業者の落札案件**であって、**小売単価（託送料金除き）※3が、供給開始月の直前12か月のエリアプライス平均以下であることが確認されたものは233件**。

※2 電気新聞による公共入札データに基づき、2019年1月～12月の間に小売供給契約が開始された公共入札の落札案件（2019年10月末時点で確認）について、事務局にて抽出。

※3 ※2の案件について、以下のとおり、当局により簡易的に落札単価を試算後（高圧以上。複数の電圧を跨ぐ案件は抽出対象から除く）、事業者が供給実態に基づき落札単価を算出。

・当局による試算：小売単価 $*1 = (\text{落札額}[\text{円}] - \text{託送料金総額}[\text{円}] * 2) / \text{使用端電力量}[\text{kWh}]$

・事業者による算出：小売単価 $*1 = (\text{落札額}[\text{円}] - \text{託送料金総額}[\text{円}] * 2') / \text{送電端電力量}[\text{kWh}] \pm (\text{あれば}) \text{燃料費調整費}(\text{送電端換算})[\text{円/kWh}]$

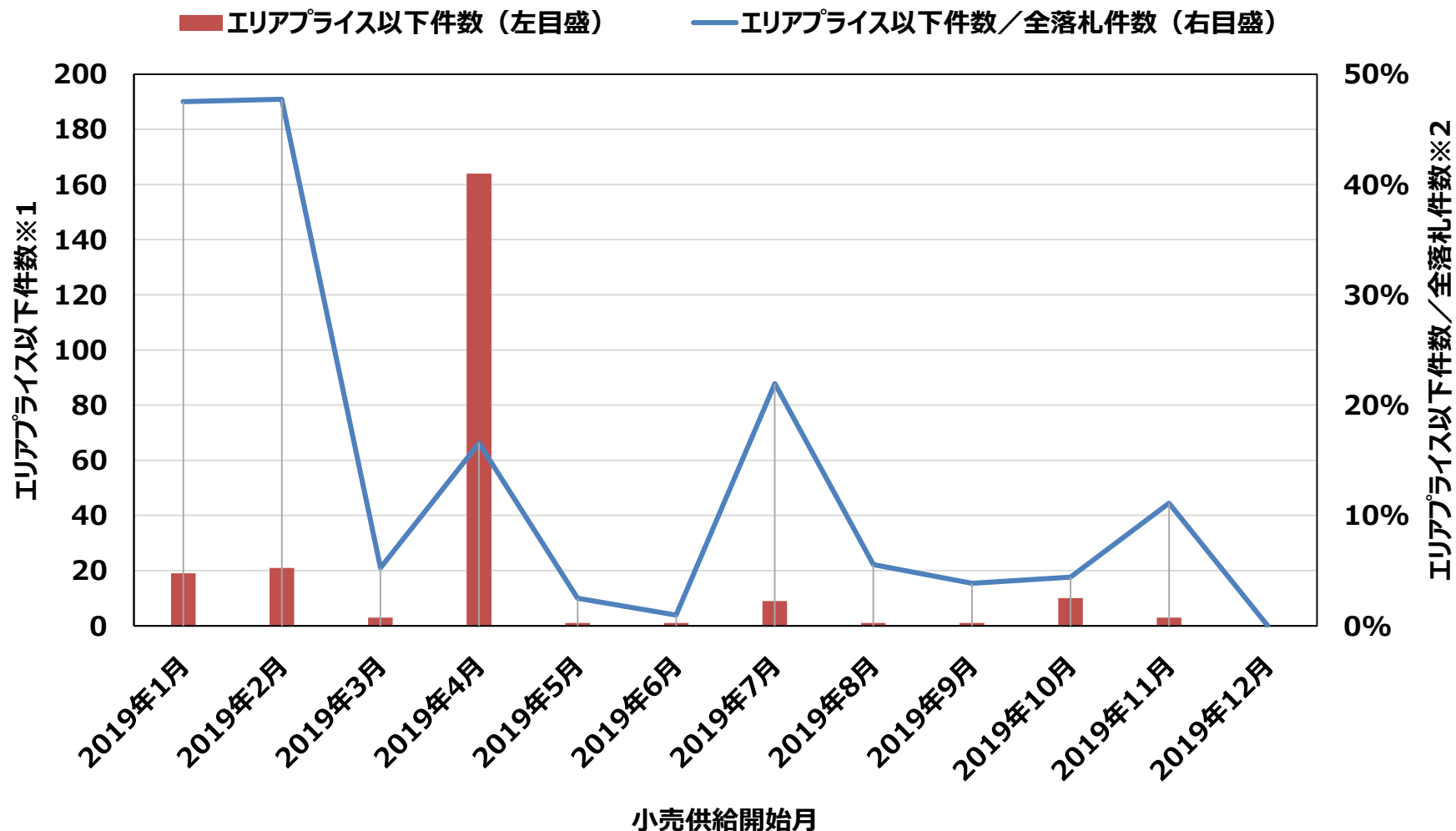
*1:消費税除く、*2:、託送約款上の標準メニューでの託送料金、*2':供給実態に応じて託送約款を適用した託送料金

(参考) 公共入札の落札案件の状況 (2019年)

- 2019年の公共入札の落札案件：3074件のうち、モニタリング対象事業者による落札案件であって、小売単価（託送除き）が供給開始月直前12か月のエリアプライス平均以下であった件数は233件。そのうち、2019年（暦年）でのエリアプライス平均以下に該当した件数は75件。

供給区域	区域内公共 入札案件の 落札件数	モニタリング 対象事業者	エリアプライス平均以下 (供給開始月の直近1年間)		エリアプライス平均以下 (2019年(暦年))	
			件数	区域内件数に 占める割合	件数	区域内件数に 占める割合
北海道	201	A社	70	34.8%	7	3.5%
		B社	1	0.5%	0	0.0%
東北	194	C社	50	25.8%	41	21.1%
		D社	5	2.6%	5	2.6%
東京	773	E社	34	4.4%	13	1.7%
中部	279	F社	1	0.4%	0	0.0%
北陸	45	G社	2	4.4%	0	0.0%
		H社	4	8.9%	0	0.0%
関西	499	I社	28	5.6%	1	0.2%
		J社	7	1.4%	0	0.0%
中国	267	K社	1	0.4%	0	0.0%
四国	234					
九州	580	L社	30	5.2%	8	1.4%
沖縄	2					
合計	3074		233		75	

(参考) 小売単価（託送除き）がエリアプライス以下であった落札件数の推移（2019年）



※ 1 エリアプライスと比較する小売単価*1 = (落札額[円]-託送料金総額[円]*2) /送電端電力量[kWh]± (あれば) 燃料費調整費 (送電端相当) [円/kWh]

* 1:消費税除く、* 2:供給実態に応じて託送約款を適用した託送料金

※ 2 全落札件数とは、2019年の各月においてエリアプライス以下の応札を行ったモニタリング対象事業者による、エリアプライス以上も含む落札案件を指す。

【出典】電気新聞による公共入札データ（高圧以上の案件であり複数の電圧を跨ぐ案件は除く）に基づき事務局にて作成。

ヒアリング結果：小売価格の設定について

- 小売価格（託送除き）が電源可変費を下回る案件は、今回のヒアリングにおいては確認されなかった。
- モニタリング対象事業者のうち多くの旧一般電気事業者は、エリアプライスは小売価格の考慮要素ではないとの回答※1, 2であった。可変費を上回る価格水準であれば限界利益が見込め、固定費の一部が回収可能であるため、可変費を上回る範囲において競争状況を考慮して小売価格を設定しているとのことだった。
- 一方、他のモニタリング対象事業者からは、将来のスポット価格の予測値を考慮して個々の小売価格を設定しているとの回答があった。また、応札月や、応札直前12か月平均のエリアプライスを参照している例もあった。

※1：スポット市場の動向は予測が困難であり、また特に連系線の状況が市場に与える影響の予測も困難であるため、エリアプライスは小売価格設定時の参照には適さないといった指摘もあった。

※2：スポット市場価格が下降傾向にあるため、供給開始月の直近12ヶ月平均は下回るものの、供給時期のエリアプライスは上回っている案件も多いとの指摘があった。

ヒアリング結果：経営管理上の考え方について

- 新電力や一部の旧一般電気事業者においては、小売部門として回収すべき費用、収益の目標等を設定したうえで進捗状況を管理するといった方法で、小売部門単位での管理が実施されていた。
- 他方、発電・小売が一体の旧一般電気事業者では、小売部門、発電（卸）部門も含めた全社大での収益・費用の管理が実施されていた。これらの事業者においては、小売部門の調達コストとして明確に認識された社内取引価格に相当するものは存在しなかった。

まとめ

- 今回重点調査を実施した個々の案件において可変費を下回るような価格設定は確認されず、法令上問題となるような事例は認められなかった。
- こうした点に加え、小売市場における旧一般電気事業者のシェアが大きく上昇しているといった事象はみられない点や、公共入札について落札価格下位20%の案件に占める旧一般電気事業者による落札の割合も2018年から2019年にかけて減少している点等も総じてみれば、現時点で直ちに政策的な対応が必要とは考えられないのではないか。
- 他方、発電・小売一体の旧一般電気事業者においては、社内取引価格が明確化されていなかった。加えて、多くの旧一般電気事業者では、個別の小売価格の設定において参照する定量的な基準として、電源可変費以外のものが示されなかった。
- これらの点は、旧一電の発電部門が、社内外の取引条件を合理的に判断し、電力の卸売を行っていない可能性があることを示唆するものではないか。

【目次】

1. 小売市場重点モニタリングについて

- ①小売市場重点モニタリングの趣旨
- ②小売市場の競争状況
- ③重点調査（ヒアリング）の結果

2. 発電・小売間の不当な内部補助防止策について

本日御議論いただきたいこと

- 前回の専門会合では、発電・小売間の不当な内部補助について、これまでの関連する議論を振り返ったうえ、その防止策に関する基本的な考え方や検討の方向性について御議論いただいた。
- 本日は、小売市場重点モニタリングの調査結果において浮かび上がった課題も踏まえ、不当な内部補助防止策の検討の前提となる原則的な考え方を改めて御議論いただきたい。

発電利潤最大化行動と卸売の内外無差別性の理論上の考え方①

- 発電から得られる利潤を最大化する行動※1、すなわち卸電力取引所市場、社外への相対卸取引、社内取引※2等の卸売先から、社内外問わず最も有利な条件で取引するという経済合理的な行動がとられていれば、おのずから卸売価格の社内外無差別性が確保され※3、電源アクセスのイコールフットイングが実現することになると考えられる。

※1 なお、ここでいう利潤とは、短期的な利潤のみを指すものではなく、中長期的な観点も含めた利潤を指す。

※2 発電事業と小売事業を分社化している会社については、グループ内の卸取引を指す。以下同じ。

※3 なお、卸売価格の社内外無差別性を実現するための方策としては、これ以外の方策も考えられる。

- こうした観点からは、旧一電における社外への卸供給の交渉※4や、スポット市場等への入札（グロスビディング含む）※5については、発電部門が、自社小売部門から独立した意思決定の上で実施することが望ましいと考えられる。

※4 社外への卸供給の交渉については、発電部門など小売事業の利益増大を目的としない部門が行うことが望ましいこと等を整理し、旧一般電気事業者に対し自主的な取組を進めるよう要請を行ったところ。（2019年8月）

※5 このような形で発電部門・小売部門の双方が独立してスポット市場等への入札を行った結果として自己約定が生じた場合、社内取引価格が市場を通じて形成されるため、社内取引価格の透明性が向上することとなる。

発電利潤最大化行動と卸売の内外無差別性の理論上の考え方②

- こうした発電利潤最大化行動が確実にとられている場合には、社内外の卸売において合理性のない価格差は発生せず、したがって、**内部補助を理由とした小売市場の競争歪曲も生じないと考えられ、内外無差別性の監視は不要と考えられるのではないか。**
- また、こうした発電利潤最大化行動に加えて、小売においても経済合理的に電気を調達し、販売する行動がとられ、また、各市場がより完全な形で機能していくこととなれば、理論的には、こうした行動は全社利潤最大化にもつながると考えられるのではないか。

旧一般電気事業者の現状と今後の対応

- 他方で、前半でみた通り、現時点で、発電・小売一体の旧一般電気事業者において社内取引価格が設定されていないこと等を踏まえれば、こうした事業者が社内外の取引条件を合理的に判断して電力の卸売を行っているとは考えがたい状況にある。
- 以上を踏まえ、今後、取引条件を含めて社内・社外への卸売価格の考え方・設定状況等について、旧一般電気事業者各社からのヒアリング等により実態や考え方を把握した上で、内外無差別の監視に関する具体的な方法を含め、更に検討を深めていくこととしてはどうか。